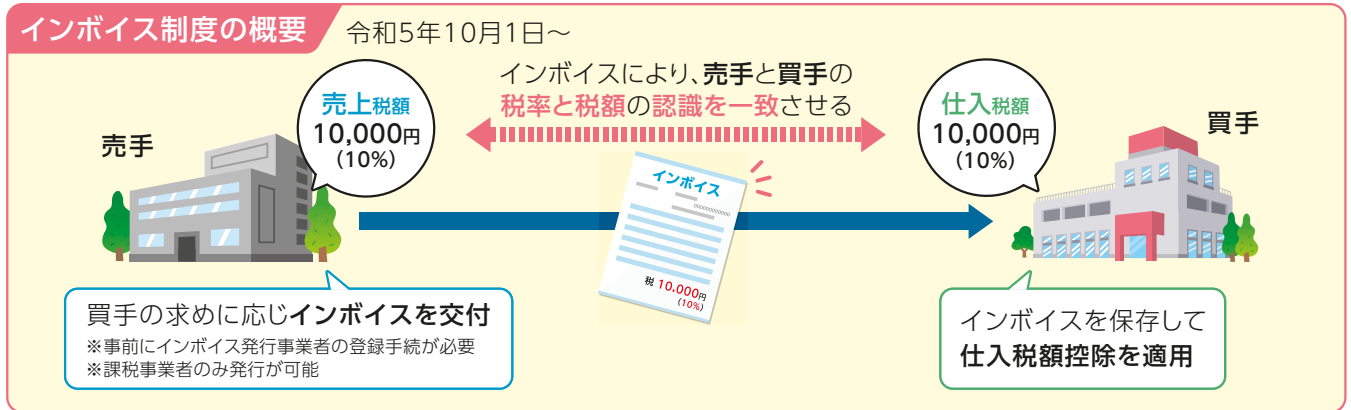


令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。



事業者の方の対応としては、必ずしも新しくインボイスという書類を一から作成しなければならないわけではなく、これまでの請求書等に「登録番号」等の記載事項を追加していただく必要があります。

また、インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であり、登録を受けるかどうかは各事業者の取引状況や事業実態を踏まえて、検討することとなります。

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、その半年前の令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

【参考】インボイス制度特設サイト・相談窓口

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ①インボイス制度に関する税務相談チャットボット
- ②説明会の開催案内
- ③インボイス制度について解説した動画(国税庁動画チャンネル)
- ④インボイス制度に関する取扱通達やQ&A

などを随時掲載しています。



特設サイト

**令和5・6年度 恩納村建設工事等
入札参加資格審査について**

受付期間…2月1日(水)～2月28日(火)
※土・日・祝日は除く ※原則として、郵送での受付となります。(2月28日 当日消印有効)

受付時間…9:00～11:00 / 13:00～16:00

受付方法…原則郵送 ※本店が恩納村内にある村内業者に限り、窓口での受付が可能です。

受付場所…恩納村役場 2階 第3会議室

受付項目…「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」、「物品購入」等

有効期間…今回登録日から次回登録日前日までの2年間

●その他受付業種、提出書類や提出方法などの詳細については、村ホームページをご覧ください。

問 建設課 管理係 ☎ 966-1203

恩納村耕作放棄地解消事業補助金

耕作放棄地の解消及び有効利用を図るため、耕作放棄地解消事業を行う農業者等に対し、補助金を交付します。詳しくは、農林水産課までお問い合わせください。

補助金の対象	区分	1a当たりの補助金額
耕作放棄地の障害物除去、 深耕、整地等	直営施工	3,000円
	請負施工	6,000円

問 農林水産課 農政係 ☎ 966-1202



1月は村県民税第4期の納期となっています

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	5月31日	8月1日	12月26日	令和5年2月28日
村県民税	6月30日	8月31日	10月31日	令和5年1月31日
軽自動車税	5月31日			



納税は口座振替が便利です。

手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

問 税務課 ☎ 966-1206